

資料提供（令和7年3月19日）			
行政財産について		使用料の手続きについて	
課名	自然環境課	課名	農林水産総務課
担当	田中	担当	和久井
内線	2930	内線	3510
直通	082-511-6705	直通	082-228-2156

自然公園施設の水道管等の設置にかかる行政財産使用料の過徴収について

1 概要

自然環境課の所管である牛小屋高原公園施設（安芸太田町）周辺の県有地において、水道管等を地下埋設して土地を使用する場合の使用料の算定を誤っていたことから、平成30年度から令和6年度まで行政財産使用料の過徴収（対象者：株式会社恐羅漢）を行っていることが判明した。

2 経緯

- 水道管等の設置にかかる行政財産の使用許可及び使用料の徴収については、「広島県公有財産管理規則（以下「県規則」という）第28条」に基づき、各農林水産事務所（事業所）が行っている。
- 平成30年度に「行政財産の使用料に関する条例（以下「県条例」という）」の改正があり、水道管等を地下埋設して土地を使用する場合の、使用料算定における端数処理の方法が変更となったが、西部農林水産事務所において、本件使用許可の使用料について、改正内容を反映することを失念しており、改正前の誤った端数処理で使用料を算定したため、以後過徴収が発生していた。
- 令和7年2月に、同事務所において令和7年度の使用料徴収準備をしていたところ、端数処理の誤りに気づき、使用料の過徴収が判明した。
- 令和7年2～3月に、各農林水産事務所（事業所）が管理する自然公園施設について調査を行い、株式会社恐羅漢に対する他の使用許可も含め、他に同様の事例がないことを確認した。
- 令和7年3月に、株式会社恐羅漢に過徴収の事実を伝え、うやむやで謝罪した。

※平成30年4月1日付で県条例の改正があり、端数処理について、使用料の算出単位が1mから0.01mとなるとともに、1m未満の端数切り上げから0.01m未満の端数切捨てへの変更がなされた。

<算定例>

○外径が0.075mの給水管を437.60m埋設した場合の使用料（地目：その他）

平成30年度改正後	改正前
$437.60(m) \times 0.2(\text{円}/0.01m) \times 100 = 8,752(\text{円}/\text{年額})$ →0.01m未満は端数切捨て	$438(m) \times 20(\text{円}/1m) = 8,760(\text{円}/\text{年額})$ →1m未満は端数切り上げ

【過徴収の状況】

（単位：円）

年度	納入日(収納日)	納入額	再算定額	返還額	備考
H30	H30.4.23	83,420	83,340	—	消滅時効(5年)完成
H31	H31.4.19	83,420	83,340	—	
R2	R2.8.26	83,420	83,340	80	返還対象
R3	R3.4.30	84,790	84,700	90	
R4	R4.4.28	84,790	84,700	90	
R5	R5.4.28	84,790	84,700	90	
R6	R6.4.30	89,170	89,070	100	
合計				450	

（※収納日：納入者が金融機関等に払い込んだ日）

3 今後の対応

- 消滅時効完成成分を除き、速やかに過徴収の使用料の返還手続きを行う。

4 再発防止策

- 県条例改正にかかる通知文について、各農林水産事務所（事業所）内での周知を徹底する。
- また、改めて今回の事例を各農林水産事務所（事業所）共有し、研修等の実施により再発防止を図る。